

第6章 計画の推進

第1節 情報提供体制の整備

市広報紙や市ホームページ、パンフレット等による制度の周知や情報提供等を行っています。今後も引き続き、多様な媒体・機会を活用しながら、情報提供に努めていきます。

第2節 連携体制の整備

1. 庁内連携の強化

高齢者福祉施策は、市の保健・福祉に関わる担当課、関係機関のみならず、様々な分野とも深く関係することから、庁内連携を図りながら計画の推進を目指します。

1. 地域との連携

地域福祉を推進する上で重要な担い手となる、民生委員・児童委員やボランティア団体、地域住民の自主活動組織、老人クラブ等と連携を強化し、地域ニーズや課題の共有化を進め、地域共生社会が実現できるように努めます。

2. 県及び近隣市町村との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町村との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域と一体となった介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の取り組みを進めます。

第3節 進捗状況の把握と評価の実施

この計画(Plan)を実効あるものにするためには、計画に基づく取り組み(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Action)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画内容を着実に実現するため、定期的に関係各課において計画の進捗状況を把握・評価するとともに、地域包括ケア「見える化」システムを活用して認定率、受給率及び給付費等の分析を行います。

また、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行っていきます。

さらに南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定運営協議会において、年1回計画の進行管理・進捗状況の点検及び評価を行います。

第7章 参考資料

【南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会設置要綱】

(設置)

第 1 条 南国市高齢者福祉計画(以下「福祉計画」という。)及び南国市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定, 推進, 運営等に当たり, 広範な市民の意見を反映していくため, 南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は, 次の事項について協議する。

- (1) 福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (2) 福祉計画及び介護保険計画推進の方策に関すること。
- (3) 福祉計画及び介護保険計画の見直し及び策定に関すること。
- (4) 福祉計画と介護保険計画との調整に関すること。
- (5) その他福祉計画及び介護保険計画の推進及び運営に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は, 次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 南国市介護保険の被保険者
- (4) 市議会議長
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は, 2 年とし, 再選を妨げない。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き, 委員の互選によって定める。

- 2 会長は, 協議会を代表し, 会務を統轄する。
- 3 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるときは, その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 協議会の所掌事項について専門的に協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(報酬等)

第 8 条 協議会及び専門部会の委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和 34 年南国市条例第 39 号)の別表のその他の委員の報酬の規定を準用する。ただし、第 3 条第 4 号の市議会議長については、協議会の委員として受けるべき報酬は、支給しない。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、長寿支援課において行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会及び
 南国市地域包括支援センター運営協議会 南国市地域密着型サービス運営委員会委員名簿

団体及び役職等	氏名
南国市副市長	村 田 功
南国市議会議長	岡 崎 純 男
南国医師会会長	宮 田 敬 三
高知県中央東福祉保健所長	田 上 豊 資
南国市民生児童委員協議会地域福祉推進部会長	光 野 恵 美
南国市老人クラブ連合会会長	山 本 俊 暢
社会福祉法人藤寿会	利 岡 史 章
社会福祉法人ふるさと自然村理事長	山 本 康 世
株式会社美空代表取締役	津 野 克 久
社会福祉法人土佐清風会	三 木 比 呂 志
南国市いきいきサークル	中 尾 香 代
南国市内ボランティア	畠 中 住
第1号被保険者(市民代表)	石 田 政 典
第1号被保険者(市民代表)	別 役 千 恵
第2号被保険者(市民代表)	三 谷 初 音
第2号被保険者(市民代表)	渡 邊 毅
南国市地域包括支援センター所長	山 内 幸 子
南国市福祉事務所長	岩 原 富 美
南国市保健福祉センター所長	高 橋 元 和
南国市市民課長	崎 山 雅 子
南国市長寿支援課長	島 本 佳 枝

南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会専門部会委員名簿

団体及び役職等	氏名
高知県中央東福祉保健所地域連携担当チーフ	山本 忠明
南国市社会福祉協議会事務局長	川竹 康寛
南国市地域包括支援センター主任介護支援専門員	橋村 浩子
南国市地域包括支援センター社会福祉士	川村 正臣
南国市都市整備課都市計画係長	篠原 正一
南国市保健福祉センター保健予防係長	楠本 雅昭
南国市保健福祉センター保健師	前田 美保
南国市福祉事務所地域福祉支援係長	宇賀 加代子
南国市市民課国保係長	前田 康喜
南国市長寿支援課介護保険係長	西川 明美
南国市長寿支援課介護保険係	小松 幸司

計画策定の経過

年月日	実施内容
平成 29 年 8 月 31 日	平成 29 年度第 1 回南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会 (1)南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)の策定について (2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査結果報告書～概要版～ (3)南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)策定スケジュール(案)
平成 29 年 11 月 7 日	平成 29 年度第 1 回南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会専門部会
平成 29 年 11 月 30 日	平成 29 年度第 2 回南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会 (1)南国市地域包括支援センター運営協議会 ・地域包括支援センターについて (2)南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会 ・施設整備について ・計画書素案について
平成 29 年 12 月 25 日	平成 29 年度第 3 回南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会 (1)第7期における介護サービス事業量見込及び介護保険料算定の考え方について (2)パブリックコメント(意見公募)の実施について
平成 30 年 1 月 4 日 ～ 平成 30 年 1 月 24 日	パブリックコメント(意見公募)の実施
平成 30 年 2 月 7 日	平成 29 年度第 4 回南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会 (1)南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)について